

社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表

年 月 日から 年 月 日まで

(1) 道路建設関係社債及びその他の社債の増減

①道路建設関係社債の増減

銘 柄	発行総額	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以 内償還予定 額)
					( )
					( )
計					( )

②その他の社債の増減

銘 柄	発行総額	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以 内償還予定 額)
					( )
					( )
計					( )

備考

- 1 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注に記載して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。
- 2 「銘柄」の欄には、「第〇回物上担保付第〇号社債」、「第〇回米ドル建新株予約権付社債」などのように記載する。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。
- 3 金額の重要性が乏しい社債については、「その他の社債」として一括して記載することができる。
- 4 新株予約権付社債については、新株予約権の金額を記載する(区分法により処理している場合には外書き、一括法により処理している場合には内書き)。なお、社債と同時に募集し、かつ、同時に割り当てた新株予約権がある場合については、区分法により処理している場合に準じて新株予約

権の金額を記載(外書き)する。

5 上記のほかに、次の事項を脚注に記載することが望ましい。ただし、有報提出大会社(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定により、同項に規定する有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない大会社)については、その記載を省略することができる。

- ・ 発行年月日、発行価格、利率、償還期限等
- ・ 新株予約権付社債(社債と同時に募集し、かつ、同時に割り当てた新株予約権を含む。)については、新株予約権の行使価額、新株予約権を行使できる期間等
- ・ 減債基金付社債については、その内容

6 道路建設関係社債の当期減少額のうち、機構が債務引受を実施した金額の合計額を脚注に記載する。

(2) 借入金の増減

① 道路建設関係長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済 予定額)
				( )
				( )
計				( )

② その他の長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済 予定額)
				( )
				( )
計				( )

③ 短期借入金の増減

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額

1年以内返済予定の長期借入金			
計			

備考

- 1 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注に記載して、「①道路建設関係長期借入金の増減」又は「②その他の長期借入金の増減」については「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄、「③短期借入金の増減」については「期首残高」及び「当期増減額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。
- 2 借入先数が多い場合には、借入金の期末残高の多い順等で記載し、その期末残高に重要性がない借入先は一括して記載することができる。
- 3 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注に記載する。
- 4 仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による重要な増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を脚注に記載する。
- 5 道路建設関係長期借入金の当期減少額のうち、機構が債務引受を実施した金額の合計額を脚注に記載する。